

役員^の報償及び旅費に関する規程

社会福祉法人 青葉福社会

社会福祉法人 青葉福祉会

役員への報償及び旅費に関する規程

第1条 この規程は青葉福祉会の役員に対する給与及び旅費の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

第3条 常勤の役員には、報酬及び退職慰労金を支給する。

2. 前項の報酬は別表限度額の範囲内とし、理事会が定める。
3. 退職慰労金の額は理事長が定める。
4. 非常勤の役員には、その出席日数に応じて日当を支給する。日当の額は理事長が定める。

第4条 役員には、職務を行うための旅費等に要する費用の弁償として旅費を支給する。

第5条 旅費は、役員がその担当する業務を行うための旅行または、役員等の会議に出席し、あるいは旅行した時に支給する。

第6条 旅費は次の区分とし、別表により支給する。

- 一 交通費
鉄道運賃（特急料〔新幹線、在来線〕、急行料、グリーン料、指定席料を含む）、船舶費、航空料金
- 二 タクシー、バス、電車等運賃
- 三 日当
- 四 宿泊料

第7条 交通費は順路によりその利用する交通手段による実費を支給する。

2. 特急料金（新幹線、在来線）、急行料金は利用する列車相当額を運行区間毎に支給する。
3. グリーン車の対象は在来線のみとする。
4. 指定席料は、運行区間毎に支給する。

第8条 タクシー、バス、電車等運賃は、その実費を支給する。

第9条 宿泊料は、出張に際し現に宿泊した場合に支給する。

2. 業務の都合上、在勤地内に宿泊を要する場合は、理事長の承認を得なければならない。

第10条 出張中本人が傷病、その他やむを得ない事由により滞在を要する場合は医師の診断書或いは相当の証明書により、その都度理事長が決定する。

第11条 職務のため急を要し、または特別の事情等により航空機の利用を必要とする場合は理事長の承認を受けなければならない。

附 則

1. この規程は平成3年11月1日から施行する。

附 則

1. この規程は平成12年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は平成21年12月14日から施行する。

別 表

1. 役員報酬

役 職	報 酬 限 度 額
理 事 長	年額 10,000,000円
専 務 理 事	年額 8,000,000円
常 務 理 事	年額 6,000,000円

2. 旅費額表

	宿 泊 費	日 当	タクシー、電車等
理 事	15,000円	12,000円	実 費
評議員		3,000円	

宿泊につき、参加行事主催団体において所定額を超える指定がなされた場合は、その指定額を支給する。